

○木曾広域連合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

〔平成 18 年 6 月 1 日
規則第 16 号〕

改正 平成 19 年 3 月 20 日 規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、木曾広域連合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 18 年木曾広域連合条例第 11 号。以下「条例」という）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(明示事項)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請の期間
- (4) 申請書に添付する書類
- (5) 選定の方法及び基準
- (6) 管理の基準
- (7) 管理の業務の範囲及び具体的内容
- (8) 管理を行わせる期間
- (9) その他連合長が必要と認める事項

(申請書)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第 1 号様式）とする。

(申請に必要な書類)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の事業計画書
- (2) 業務に係る経費の収支予算書
- (3) 登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- (4) 定款、寄附行為その他団体の目的、組織、業務の執行等を示す書類
- (5) 法人税の確定申告を行っている場合にあつては申請の日を含む事業年度（以下「申請年度」という。）前 3 か年度に係る法人税の確定申告書の控えの写し並びに団体の損益計算書及び貸借対照表
- (6) 前号に該当しない場合にあつては申請年度前 3 か年度に係る貸借対照表又は財産目録若しくはこれらに相当する書類及び損益計算書又は収支計算書若しくはこれらに相当する書類(申請年度に設立された団体にあつてはその設立時における貸借対照表又は財産目録)
- (7) 申請年度の申請者に係る収支予算書又はこれに相当する書類
- (8) 申請年度の直前の事業年度の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務

- がない旨及びその理由を記載した申立書
- (9) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - (10) 現に行っている事業の概略及び申請年度前3か年度に行っていた事業の概略を記載した書類(申請年度に設立された団体にあつては現に行っている事業の概略を記載した書類)
 - (11) その他連合長が必要と認める書類
- 2 複数の団体が共同して構成するもの(以下「共同企業体」という。)の場合にあつては、第3条の指定管理者指定申請書並びに前項第1号及び第2号に掲げる書類については代表者となる団体が、同項第3号から第10号までに掲げる書類については構成するそれぞれの団体ごとに提出しなければならない。
- (指定管理者とすることができない申請団体)

第5条 条例第3条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請団体の代表者が破産者で復権を得ないもの
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により本連合における入札参加を制限されているもの
 - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により本連合又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの
 - (4) 国税及び地方税(特別徴収税額納入金を含む。)を滞納しているもの
 - (5) その役員について、法第92条の2及び第142条(法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。)の規定中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務を行う団体(法人を除く。)の代表者その他役員」と、法第180条の5第6項の規定中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務(その職務に関する場合に限る。)を行う団体(法人を除く。)の代表者その他役員」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、同規定に抵触するもの
- 2 共同企業体について申請できることとする場合にあつては、当該共同企業体を構成するそれぞれの団体が前項各号のいずれかに該当する場合は、当該共同企業体は申請することができない。
- (選定委員会等)

第6条 条例第4条第2項の規定に基づき、指定管理者の候補者を選定するため、木曾広域連合公の施設指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、指定管理者の指定等に関して必要な事項について審査する。
- 3 委員会の委員は、連合組織町村の副町村長若しくは副町村長不在の町村にあつては総務課長とする。
- 4 委員会は、必要に応じて学識経験者等の専門家の意見を聴くことができる。

5 委員会は、選定の方法及び手続に関し必要な事項を調査検討するため、別に定めるところにより指定管理者選定検討部会を設置することができる。

6 委員会の運営等について必要な事項は、連合長が別に定める。

(指定管理者の指定の通知)

第7条 連合長は、条例第5条第1項の規定による指定をしたときは、指定をした団体に対し、指定管理者指定書(第2号様式)により通知するものとする。

(指定の告示等)

第8条 条例第5条第2項の規定による告示は、指定管理者の名称及び事務所の所在地並びに指定の期間を明記して行うものとする。

(協定事項)

第9条 条例第6条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 連合が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 施設の管理に関して知り得た個人情報の保護に関する事項
- (4) 指定施設の管理に際して保有する情報の公開に関する事項
- (5) 指定期間に関する事項
- (6) 事業計画に関する事項
- (7) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 損害賠償に関する事項
- (10) その他協議により必要と認める事項

(事業報告書の記載事項)

第10条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金等の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために連合長が必要と認める事項

(変更事項の届出)

第11条 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者に変更があったときは、指定管理者変更事項届出書(第3号様式)により、速やかにその旨を連合長に届け出なければならない。

(帳簿の備付)

第12条 指定管理者は、その指定を受けた施設に係る収支を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、5年間保存しておかななければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日規則第 6 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

木曾広域連合長 様

申請者

所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

次の施設の管理について、指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請をします。

なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は事実と相違せず、木曾広域連合指定管理者の指定の手續等に関する規則第 5 条第 1 項各号に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

また、指定管理者の指定に係る選考に際し、木曾広域連合組織町村の法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、特別徴収税額納入金の課税状況・納税（納入）状況等につき、関係公簿を調査することに同意します。

申請の対象となる施設の名称
管理に当たっての基本的な考え方
連絡先 名称 _____ 所在地 〒 _____
担当者名 _____
電話 (_____)
FAX (_____)
Eメール _____ @ _____

様式第1号（第4条第2項関係）共同企業体用

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

木曾広域連合長 様

申 請 者 共同企業体名 _____

代表となる法人・団体名

代表となる法人・団体の事務所等の所在地

代表となる法人・団体の代表者職氏名

印

次の施設の管理について、指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請をします。

なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は事実と相違せず、木曾広域連合指定管理者の指定の手續等に関する規則第5条第1項各号に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

また、指定管理者の指定に係る選考に際し、木曾広域連合組織町村の法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、特別徴収税額納入金の課税状況・納税（納入）状況等につき、関係公簿を調査することに同意します。

申請の対象となる施設の名称
管理に当たっての基本的な考え方
連絡先 名称 _____ 所在地 〒 _____
担当者名 _____
電話 (_____)
FAX (_____)
Eメール _____ @

※ 添付書類

共同企業体として申請する場合には、共同企業体構成団体表を添付してください。

共同企業体構成団体表

構成団体 ①	
法人・団体名	
法人・団体の事務所等の所在地	
代表者職氏名	印
担当者名	
電話	()
FAX	()
Eメール	@
構成団体 ②	
法人・団体名	
法人・団体の事務所等の所在地	
代表者職氏名	印
担当者名	
電話	()
FAX	()
Eメール	@
構成団体 ③	
法人・団体名	
法人・団体の事務所等の所在地	
代表者職氏名	印
担当者名	
電話	()
FAX	()
Eメール	@

各構成団体に係る関係書類のすべての記載事項は事実と相違せず、木曾広域連合指定管理者の指定の手續等に関する規則第5条第1項各号に掲げる事項に該当しないことを、各構成団体は、当該書類をもって誓約します。

また、指定管理者の指定に係る選考に際し、各構成団体の木曾広域連合組織町村の法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、特別徴収税額納入金の課税状況・納税（納入）状況等につき、関係公簿を調査することについて、各構成団体は、当該書類をもって同意します。

様式第 2 号(第 7 条関係)

指定管理者指定通知書

年 月 日

様

木曾広域連合長

印

木曾広域連合公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり貴法人(団体)を、本連合の公の施設の指定管理者に指定します。

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

2 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式（第11条関係）

指定管理者名称等変更届

年 月 日

木曾広域連合長 様

指定管理者 事務所等の所在地

法人・団体名

代表者職氏名

印

次のとおり変更したので届け出ます。

変更事項	新	旧	変更年月日